

「リモート検査」を開始します

「リモート検査」とは…

消防職員が現地へ出向くことなく、インターネットに接続された携帯型電子機器（スマートフォン、タブレット等）を用いて行う検査です。（令和8年10月より開始）



特徴

1 消防職員を待たない

2 検査予約がしやすい

3 感染対策

検査の流れ

申請時

リモート検査 希望です



検査



施設・設備等の映像



映像確認（撮影箇所の指示）

検査

リモート検査終了

「検査済証等」交付

対象検査

- ・ 消防法第17条の3の2（消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査）に該当するもの
- ・ 上越地域消防事務組合火災予防条例の届出に基づく検査に該当するもの
- ・ 消防法第11条第5項（完成検査）に該当するもの（中間検査を含む）



<<詳細はこちらからアクセス

検索

上越地域消防 リモート検査



【お問い合わせ先】
上越地域消防局予防課
TEL025-545-0230